

研 修 計 画

令和 年 月 日

三重県知事 へ

[申請者] 住 所：
氏 名：
電話番号：
(生年月日： 年 月 日： 歳)
メールアドレス：

農業次世代人材投資事業実施要領第5の1の(1)の規定に基づき、研修計画の承認を申請します。

なお、第6の3の規定に基づき本計画を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

また、実施要領の規定を遵守し、就農するための研修に励むことを誓約します。

なお、実施要領の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全額を返還することについては異議がありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

1 農業を始めようと思った理由

| |
|--|
| |
|--|

2 就農時に係る計画

| 就農希望地 | 就農予定時期 (就農予定時の年齢) | 年 月 (歳) |
|-------|--|-------------|
| 就農形態 | 新たに農業経営を開始 ¹ 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始 ² 親の農業経営を継承 ³ (全体、一部) 雇用就農 | |

| | | | |
|----------------------------|--|----------------------|------|
| | 親元就農 ⁴ 親の経営の全体を継承、 法人の（共同）経営 経営継承（法人の場合は経営者となる） 予定時期 年 月 | | |
| 経営面積 ^{*5} 飼養羽数 | _____ a ・ 頭 ・ 羽 (合計) | 農業所得目標 ^{*1} | 万円/年 |
| 経営内容 ^{*5} | 作目： _____ a 作目： _____ a (その他： _____) | | |

- 1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合
- 2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合
- 3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合
- 4 三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する者の場合
- 5 就農5年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）

3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

| |
|--|
| |
|--|

4 計画を達成するための研修^{*6} 研修内容等

| 名称 | 所在地 | | |
|-------------|------|---------|-------|
| 専攻・ 営農部門 | 研修期間 | 年 月 日 ~ | 年 月 日 |
| 研修内容 | | | |
| | | | |

⁶ 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

交付期間（準備型）

| |
|---------------|
| 年 月 日 ~ 年 月 日 |
|---------------|

5 その他

| | |
|---|--------------------------------------|
| 常勤の雇用契約の締結 | 締結している 締結していない |
| 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） | 給付等を受けている 給付等を受けていない |
| 過去に準備型、就職氷河期世代の新規就農促進事業（令和元年度補正予算、令和2年度補正予算）による資金の交付 | 交付を受けたことがある 交付を受けたことがない |
| 傷害保険の加入 | 加入している 4の交付期間の開始日までに加入する 加入しない |
| 前年の世帯全体の所得*8 | 万円 |
| 前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入） | |
| 本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（有無） 【所見】 | |

8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

添付書類

- 別添1：先進農家等で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）を添付。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められることを証する書類を添付。
- 別添2：誓約書
- 別添3：履歴書
- 別添4：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- 別添5：農業研修に関する確認書（先進農家等で研修する場合。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は不要。）
- 別添6：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合）
- 別添7：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間が始まるまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出すること。

- 別添 8 : 前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
- 別添 9 : 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）